

工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る 電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県が発注する工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ（神奈川県財務規則（昭和29年規則第5号）第162条第1項及び第2項に規定する調達のあっせんを除く）及び業務委託（以下「業務委託等」という。）に係る電子入札の実施について、法令、規則等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資格申請システム 神奈川県と県内市町村等が共同で運営する「かながわ電子入札共同システム」を構成する、入札参加資格認定に係る申請手続等を処理するためのサブシステムをいう。
- (2) 電子入札システム かながわ電子入札共同システムを構成する、調達案件登録から落札者決定までの手続（以下「入開札手続」という。）の処理を行うサブシステムをいう。
- (3) 入札情報サービスシステム かながわ電子入札共同システムを構成する、発注見通しの事前公表、入札公告・告示、入札結果の公表、その他調達手続に必要な事項の公表を行うサブシステムをいう。
- (4) 電子入札 電子入札システムにより入開札手続を処理して行う入札をいう。
- (5) 電子入札書 電子入札システムにより提出する入札書をいう。
- (6) 紙入札 書面による入札書等（以下「紙入札書」という。）を提出することにより入札手続を行う入札をいう。
- (7) I Cカード 「電子入札コアシステム」に対応した認証局が発行した電子証明書を格納したカードをいう。
- (8) 特定調達案件 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達案件をいう。
- (9) 一般調達案件 特定調達案件以外の調達案件をいう。
- (10) 業務委託等 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）第2条第2号及び第3号に規定する契約をいう。
- (11) 経理担当課長等 神奈川県財務規則第2条の経理担当課長及び所長並びに企業局財務部会計課及び企業庁の出先機関の長をいう。

(電子入札の参加資格)

第3条 入札参加者は、ICカードを保有し入札公告、及び入札説明書に記載された資格要件を満たす者又は指名通知を受けた者でなければ、電子入札に参加することはできない。

(利用者登録)

第4条 入札参加者は、初めて電子入札システムを利用する場合、電子入札システムにより電子入札システムの利用者登録をしなければならない。

2 ICカードの名義人（商号又は名称、住所を含む。）は、入札参加資格の認定を受けた者又はその受任者として認定を受けた者でなければならない。

3 入札参加者は、利用者登録情報の内容に変更が生じた場合又は第1項のICカードの更新をした場合は、速やかに利用者登録情報の変更又は更新をしなければならない。

(入札の公告等)

第5条 経理担当課長等は、一般競争入札の公告は、原則として入札情報サービスシステムにより行うものとする。指名競争入札の指名通知については、電子入札システムにより行うものとする。ただし、特定調達案件については、神奈川県公報により公告又は公示を行うものとする。

(入札説明書)

第6条 経理担当課長等は、入札説明書について、原則として一般競争入札案件は入札情報サービスシステムにより、指名競争入札案件は、指名通知に添付する方法により、配布する。ただし、文書の電子化が困難なもの、又は文書の回収が必要なものについては、FAX等で送付するか、又は日時、場所を指定して、貸与又は閲覧に供することができる。

2 前項ただし書きの規定により貸与された者は、指定された日時までに返納しなければならない。

3 入札参加者は、入札説明書（仕様書等を含む。以下、「入札説明書」という。）をよく読んだ上で、入札に参加しなければならない。入札説明書についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

(説明要求)

第7条 入札参加者は、入札説明書について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。仕様に関する質問を行う場合は、原則として電子入札システムの説明要求機能を利用して行うものとする。ただし、障害等によりシステムの機能を利用できない場合は質問票を書面で作成し、FAX等で照会することができる。

2 入札参加者は、質問期間を過ぎて質問をすることはできないものとする。ただし、入札手続に関する質問については、この限りでない。

- 3 入札参加者は、第1項に定める質問を行う場合は、入札参加者を特定できる内容を記載してはならない。
- 4 経理担当課長等は、原則として電子入札システムの質問回答機能を利用し、質問者に回答するものとする。ただし、質問の内容から入札者を特定できる場合、質問内容に入札の公平性を損なう内容その他不適切な内容が含まれていると判断した場合は、その質問に回答しないことができる。

(必要書類の提出)

第8条 入札参加者は、入札に関し必要な書類（以下「必要書類」という。）を提出するときは、経理担当課長等が指定するファイル形式で作成し、電子入札システムの添付機能を利用して、経理担当課長等に提出するものとする。ただし、必要書類のファイルの容量が3MBを超える場合は、3MB以内にLZH又はZIP形式で圧縮して提出するか、又は経理担当課長等が指定する別の方法（郵送又は持参）により提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、経理担当課長等が特に書面によるべきことを指定した書類があるときは、その書類を書面により作成し、指定された提出締切日時までに持参、郵送その他経理担当課長等が指定した方法により提出するものとする。
- 3 入札参加者は、必要書類を持参又は郵送により提出する場合は、一式をまとめて提出するものとし、分割したり、一部を電子入札システムにより提出したりすることはできない。ただし、経理担当課長等から特に指示がある場合は、この限りでない。
- 4 必要書類は提出締切後における差し替え、再提出及び修正は認めない。
- 5 入札参加者は、第1項に掲げる書類等に関し説明及び協議を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとし、入札公告等において求められた調達物品に係る適合性の証明及び経済上及び技術上の要件並びに必要な書類について、入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

(競争参加資格確認申請書の提出)

第9条 一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を入札公告で指定する提出締切日時までに、電子入札システムを利用して経理担当課長等に提出するものとする。

2 特定調達案件に係る一般競争入札に参加を希望する者で入札参加資格者名簿に登録されていない者は、公告で指定する提出締切日時までに、資格申請システム又は書面により入札参加資格者名簿の登録申請を行うとともに、経理担当課長等に競争参加資格確認申請書を提出するものとする。

3 競争参加資格確認申請書は、電子入札システムのサーバに記録された時点を提出日時とし、経理担当課長等は、競争参加資格確認申請書を受領した場合は、受付票を送付する。

(入札参加資格の確認)

第 10 条 経理担当課長等は、競争参加資格確認申請書を提出締切日時までに受領したときは入札参加資格者名簿及び競争参加資格確認申請書等により入札参加資格を確認し、結果を通知する。

(技術審査)

第 11 条 入札参加者は、仕様発注における提案機種等の確認審査及び一定の資格を有すること等を条件としている場合の資格確認（以下、これらを「技術審査」という。）がある場合は、前条の競争参加資格確認通知後、指定された提出締切日時までに、必要書類を入札説明書で指定された方法により、経理担当課長等に提出するものとする。

2 経理担当課長等は、技術審査結果を通知する。

3 入札参加者は、第 1 項に掲げる必要書類が仕様書の要求する内容に適合すると認められた場合にのみ、入札に参加できるものとする。

(現場説明)

第 12 条 現場説明は、原則として実施しないものとする。

(入札書の提出)

第 13 条 入札参加者は、電子入札システムにより電子入札書を作成し、電子署名を付した上で入札公告又は指名通知に記載された入札書の提出期間に、経理担当課長等に提出しなければならない。

2 電子入札書は、電子入札システムのサーバに記録された時点を提出日時とし、経理担当課長等は、電子入札書を受領したときは、当該入札参加者に受付票を送付するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、特定調達案件の入札に参加する場合で紙入札を希望するときは、紙入札書を直接持参するか配達記録が残る郵便等により紙入札書を提出することができます。

4 第 1 項及び第 3 項の規定により、一旦提出された電子入札書及び紙入札書は、書換え、引換え、又は撤回することはできない。

(紙入札)

第 14 条 入札参加者は、電子入札システムを利用することができないときで紙による入札を希望する場合は、その理由等を記載した「紙入札承認願（様式 1）」を各必要書類提出締切日の前日までに、直接経理担当課長等に提出し、承認を受けなければならない。

2 経理担当課長等は、前項本文の規定による紙入札承認願を受領したときは、次に掲げる基準に該当している場合に承認するものとし、その結果を「紙入札承認通知書（様式 2 の 1）」又は「紙入札不承認通知書（様式 2 の 2）」により、当該入札参加者に通知

する。

(1) 当初から紙による入札の手続を認める基準

- ア ICカードが電子証明書記載事項の変更等により失効した場合、又はICカードの暗証番号の誤入力によりその使用が停止された場合（以下「閉塞」という。）、破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行を申請中である場合。
- イ パソコン、インターネット環境等のシステム障害により、参加申請受付締切日時までに競争参加資格確認申請書の提出ができない場合。
- ウ ICカードの名義人登録内容に変更が生じ、入札書受付締切日時までに変更等の手続が完了しない場合
- エ その他やむを得ない理由がある場合

(2) 電子入札の手続開始後、紙による手続への変更を認める基準

経理担当課長等は、電子入札の手続きの開始後、入札参加者から紙による手続への変更の承認を求められた場合は、次の理由に該当する場合に限り、当該入札参加者について、変更を承認するものとする。この場合の承認は、電子入札書の提出締切日時までの間で、電子入札書の提出が不可能であり、かつ、「紙入札承認願（様式1）」を第1項で規定した提出期限までに提出できる場合に限るものとする。

- ア システム障害により締切日時前の手続完了が不可能である場合
- イ ICカードが失効、閉塞、破損等により、電子入札書の提出が不可能となり、ICカードの再発行を申請中である場合。
- ウ ICカードの名義人登録内容に変更が生じ、入札書受付締切日時までに変更手続が間に合わない場合
- エ その他明らかに電子入札書によることが困難であると認められる場合

3 前項の規定に基づき、紙による入札手続への変更を承認された者（以下、「紙入札者」という。）は、紙入札書を提出する場合、提出締切日時までに経理担当課長等に直接提出しなければならない。

4 紙入札者は、承認後は当該案件の電子入札システムに係る作業を一切行ってはならない。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送付又は受領は有効なものとして取り扱い、別途交付又は受領手続きを要しない。

5 特定調達案件については第1項及び第2項の規定にかかわらず、紙入札承認願の提出を要しない。

6 郵送（特定調達案件に限る）又は持参した紙入札書は、厳重に保管するものとし、開札日時まで、封筒を開封してはならない。

（入札の辞退等）

第15条 入札を辞退する場合は、電子入札にあっては電子入札システムで、紙入札にあっては書面で直接又は郵送により「辞退届」を入札書提出締切日時までに経理担当課長等に提出しなければならない。ただし、入札書又は紙入札書を提出した後は、辞退は

できない。

- 2 一旦提出された辞退届は、撤回はできない。
- 3 入札参加者が入札書提出締切日時までに入札書、紙入札書又は辞退届を提出しなかつた場合は、当該入札参加者は、未提出（無断欠席の扱い）として取り扱うものとする。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けない。

(入札書を出した後の資格喪失)

第 16 条 電子入札書又は紙入札書を出した後に、当該案件の入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話又はFAX等で総務室等へ申し出るとともに、別紙「入札参加資格喪失届（様式3）」により、経理担当課長等に届出を行わなければならない。

(入札の中止等)

第 17 条 一般競争入札において入札参加者が一者もない場合又は指名競争入札（第 23 条における再度入札を除く）において入札参加者が一者の場合、経理担当課長等は入札を中止する。

- 2 経理担当課長等は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を延期し、又は中止することがある。
- 3 前項の規定により、入札を延期又は中止した場合は、経理担当課長等は入札参加者全員に通知するものとする。

(開札)

第 18 条 入札執行者は、開札を入札書提出締切日時後に速やかに行うものとする。

- 2 紙入札書の提出がある場合は、入札執行者は、入札書提出締切後に紙入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録する。
- 3 やむを得ない事由により、開札日時から落札決定通知書又は再入札通知等の発行まで著しく遅延した場合、経理担当課長等は必要に応じ、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に電子入札システムその他の方法により処理状況の情報提供を行うものとする。
- 4 特定調達案件に係る一般競争入札に参加を希望する者で入札参加資格者名簿に登録されていない者が、競争入札の参加者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該申請者に係る資格審査が開札日時までに終了しなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

(無効となる入札)

第 19 条 次の一に該当する入札書は、無効とする。

- 1 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者が提出したもの
- 2 I Cカードに登録された名義人に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をし

ないまま入札に参加してしまった場合

- 3 他人名義のＩＣカードを不正に取得し使用して行ったもの
- 4 電子入札システムの不正利用及び電子証明書を不正に使用した入札書
- 5 入札説明書及び仕様書等に示す入札条件に違反した入札書
- 6 紙入札書において、次に掲げる不備があった場合
 - (1) 入札者等の記名押印及び訂正印がないもの
 - (2) 金額を訂正したものあるいは金額の記載が不鮮明なもの
 - (3) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - (4) 入札通知に示した案件名の記載がないもの
 - (5) その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- 7 2通以上提出された入札書

(失格)

第 20 条 入札参加者が、次のいずれかに該当するときは失格とし、入札又は再度入札に参加することはできない。

- 1 開札日時において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下、「政令」という。）第 167 条の 4 に該当するとき
- 2 入札時において、入札参加者が指名競争入札の指名を取り消されたとき
- 3 入札時において、入札参加者が指名停止を受けている期間中であるとき
- 4 入札時において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしているとき又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしているとき
- 5 入札時において、銀行取引停止となったとき
- 6 公正な価格を害し、又は不正に利益を図る目的をもって連合するなど入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為その他の不正の行為をしたとき
- 7 最低制限価格を設定した場合で、最低制限価格未満の価格による入札をおこなったとき
- 8 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき

(落札者決定)

第 21 条 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設定した場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 落札者を決定した場合は、入札執行者は入札参加者全員に落札者決定通知書により

通知する。

(電子くじによる落札者の決定)

第 22 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、電子くじを実施して落札者を決定する。

- 2 前項により落札者を決定した場合の手続は、前条第 2 項の規定を準用する。
- 3 入札執行者は、紙入札書に電子くじ用の数字が記入されていない場合は、「001」を電子入札システムに入力する。

(再度入札)

第 23 条 開札した場合において、各入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲にないときは、経理担当課長等は、案件の内容により適切な期間を指定して再度の入札を実施することとし、再度入札通知書を入札書を提出した入札参加者に送付するものとする。

- 2 前項の再度入札の回数は、1 回とする。
- 3 初回の入札において、第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定により辞退とされた者又は第 19 条の規定により無効とされた者は、再度入札に参加することはできない。

(入札内訳書の提出)

第 24 条 落札者は、経理担当課長等が必要と認めた場合は、入札終了後速やかに入札内訳書を書面にて経理担当課長等に提出しなければならない。

(電子入札システム等の障害時の対応)

第 25 条 入札執行者側のシステム等に障害、天災、広域的・地域的停電、通信障害によるネットワーク障害又はその他やむを得ない状況の発生により、すべて又は一部の入札参加者が電子入札システムを利用できなくなった場合において、障害の復旧又は状況の改善が見込まれる場合は、経理担当課長等は、入札書受付締切日時及び開札日時の変更（延長）を行い、障害復旧又は改善の込みが立たない場合は、紙入札に変更を行うものとし、電話、FAX 等確実な方法により、入札参加者に入札日時等の変更など必要な事項を連絡するものとする。

(入札結果の公表)

第 26 条 入札結果の公表については、別の定めによるものとする。

(入札後の異議申立)

第 27 条 入札参加者は、入札後、仕様書、予め提示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(補則)

第 28 条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

- 附則 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 1)

年　月　日

神奈川県　局　部　課長　殿

- ・住所
 - ・商号：
 - ・認定番号：
 - ・代表者名：(印)
- (受任者)

紙入札承認願

電子入札対象である本調達案件について、次の理由により電子入札システムの利用ができないため、紙入札の承認を願います。

1 調達案件

- ・調達案件番号：
- ・調達案件名称：

2 入札実施日時：

3 電子入札システムでの利用ができない理由

(ICカード再取得手続中の場合のみ記載すること)

4 ICカード再取得手續年月日：　　年　　月　　日

(注意) 第14条第2項に該当する場合であって承認願を提出する場合に、経理担当課長等が必要と認めた場合は、併せてICカードを添付すること。ICカード再取得手續中の場合で、ICカードが手元にない場合は、再取得手續を行ったことがわかる申請書等を添付すること。

(様式 2 の 1)

紙入札承認通知書

年 月 日

商号又は名称

認定番号

代表者 様

(受任者)

神奈川県 局 部 課長

年 月 日付けて提出のあった次の案件に係る紙入札承認願については、これを承認します。

1 調達案件番号

2 調達案件名称

3 入札実施日時

(様式2の2)

紙入札方式参加不承認通知書

年　月　日

商号又は名称

認定番号

代表者 様

(受任者)

神奈川県　局　部　課長

年　月　日付けで提出のあった次の案件に係る紙入札方式承認願については、これを承認しないこととしたので通知します。

1 調達案件番号

2 調達案件名称

3 入札実施日時

4 不承認の理由

(様式3)

入札参加資格喪失届

・調達案件番号：

・調達案件名称：

上記の入札について、次のとおり入札参加の資格を喪失したので、届出ます。

資格喪失の理由

年　　月　　日

住所

名称

代表者名

神奈川県　　局　　部　　課長　殿